

第19回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年9月16日(水) 9:30~10:13

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第19回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者山上美紀さんと、同じく障害福祉課主査長尾和歌子さんです。

はじめに、これまでの対応状況につきまして統括調整部長より説明いたします。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧下さい。

本日の開催趣旨ですが、9月19日以降におけるイベントの開催制限等について、9月11日に政府の方針が示されたことを踏まえた対応の確認が一つ、それと感染拡大防止策と医療提供体制の整備、経済対策方針に基づく経済・雇用対策、暮らしの支援や「新しい生活様式」の推進等及び市町村の取組に対する支援に要する経費についての予算をとりまとめたことについての情報共有です。

2番目の発生状況等については、後ほど健康福祉部から説明があります。県の対応については前回からの追加・変更についてアンダーラインを引いてありますので、後ほど御確認下さい。

この資料についての説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、感染症の状況等につきまして、健康福祉部長、お願いいたします。

○奈須下健康福祉部次長

それでは県内の感染者の発生状況等について御報告いたします。

これまでに判明した感染者は35名、現在入院中の感染者は2名となっております。

続きまして「2番」の検査の状況ですが、昨日9月15日現在で、行政検査として2,227件実施しております。それから「3番」の相談センターの相談件数ですが、9月14日現在ですが、22,775件、それからコールセンターの相談件数は5,346件となっております。

次のページをお開き下さい。このページ別紙につきましては、各保健所管内別の相談件数ですとか、検査実施主体別の実施件数を記載しております。後ほど御覧いただければと思います。

1枚お捲りいただきまして、新型コロナウイルス感染症の無症状者等に係る宿泊療養のための宿泊施設の確保についてでございます。これまで、青森市内に30室の宿泊療養施設を準備しておりましたが、7月に策定いたしました県の医療確保計画において、10月を目途に県全体で100室を確保するという目標を掲げておりましたが、この度、県南地域、八戸市になりますが、100室程度のホテル宿泊療養施設を確保できました。契約はこれからになりますけれども、これから関係者と運営体制について準備を進めていきたいと考えています。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて9月19日以降におけるイベントの開催制限の考え方等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○貝守統括調整部長

イベント開催制限の考え方についての資料を御覧いただきたいと思います。

政府において、9月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、現在のイベント開催の制限について9月19日から当面11月末までの取扱いとして、収容率要件や人数制限を緩和することとしたことに伴いまして、県におけるイベントの開催制限につきましても政府の方針に沿って見直しすることとしたものでございます。

この資料の3枚目、右肩に別紙とありまして、別紙1から別紙8までが国の資料となっておりますが、後ほど御確認いただくこととして、最初のポイントと書かれた資料で御説明いたします。開催制限緩和の主なものは、これまで人数上限は5千人以下で、屋内のイベントについては収容率50%以内としていたものですが、9月19日から、クラシック音楽コンサートなど、大声での歓声・声援等がないイベントにつきましては、収容定員が5千人以下の会場であれば収容率の上限を100%とすること、そして、ロックコンサートなど大声での完成・声援制限等が想定されるイベントについては、収容定員1万人以下の会場であれば収容率の基本は50%となるものでありまして、基本的に隣との間隔を1席開けることが必要となるわけでございますけれども、5人までの同一グループ内であれば、座席等の間隔を設けなくてもよいという取り扱いをすることで、収容率の50%を超えるプラスアルファの人数の収容を可能となることなどがございます。

これらの制限につきましては、一番下にありますとおり、別紙3の「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」によることができない場合は、従前の収容率・人数上限を適用するものでございます。なお、全国的・広域的なお祭り・野外フェス等、そして地域の行事等の取り扱いにつきましては大きな変更はございません。この資料についての説明は以上でございます。

続いてA4縦一枚であります。県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策についてでございますが、9月19日から以下のとおりとするということで、下線部でございますが、収容率と人数上限につきましては、イベント開催制限の考え方について先程説明したものでございますが、これに準じることとするものでございます。この資料については以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、令和2年度9月補正予算案につきまして総務部長より説明があります。

○鉄永総務部長

それでは、「9月補正予算案新型コロナウイルス感染症対策関連経費のポイント」の資料で御説明いたします。

今回の補正予算の新型コロナウイルス感染症対策関連経費でございますが、「1」の総額で402億2,536万6千円となっております。政策の内容につきましては、まず「1」の感染拡大防止対策と医療提供体制の整備ということで106億628万円余、「2」に経済対策方針に基づく経済・雇用対策として222億2,518万円余、「3」の暮らしの支援や「新しい生活様式」の推進等で、63億9,389万円余、「4」の市町村の取組に対する支援として10億円となっております。「3」のこれまでの累計額としましては、令和2年度に入りまして1,041億2,636万円余となっております。以上です。

○坂本危機管理局次長

今回の補正予算案の主な事業につきまして、各部から説明をいただきます。企画政策部長、

お願いいたします。

○橋本企画政策部長

それでは9月補正予算にかかる企画政策部関係の主な事業について説明いたします。

お手元にあります「令和2年度9月補正予算案主な事業に係る説明資料」の1ページを御覧下さい。

「地域公共交通新生活様式対応促進事業」、予算規模は1億5,830万3千円です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛等によって地域の公共交通利用者が大きく減少し、厳しい状況にある中で、各交通事業者が「新しい生活様式」を踏まえた取組を進めることで、利用回復を図っていくことを支援するものです。具体的には、地域公共交通事業者が発案し実施する利用促進事業や抗菌・抗ウイルス対策などの取組への支援を行うとともに、新しい生活様式等に関する理解促進に向け、公共交通機関の車内広告等を掲出してPRを行うものです。

次のページ、「生活交通バスICカード導入推進事業費」、予算額5億1,787万7千円、この事業は新型コロナウイルス感染症への対応として、非接触型の運賃精算等が可能となるICカードシステムを交通事業者が導入する取組を支援するものです。対象となる交通事業者は、資料にありますように本県で広域の路線バスを運行するバス事業者のうち、ICカード導入の意向を示した事業者2社及び公営バス2団体を予定しております。

3ページ目、「生活意識等の変化を踏まえた「攻めの移住プロモーション」加速化事業」、予算額は5,213万2千円、この事業は新型コロナウイルス感染症に伴い首都圏等の都市部から地方への移住の関心が高まってきていること、一方で直接会う形での相談や情報を受け取ることに慎重となっている方々への対応の充実が必要といった点を踏まえ、本県への移住のさらなる促進を図るため、インターネットを活用した広告や動画コンテンツによる情報提供、オンライン移住イベントの集中的実施など、新たな手法を活用した移住プロモーションを展開するものです。また、これに加えてテレワークの導入など働き方の変化が急速に広がっていることから、これを契機としたリモートワーカー等の移住促進に向け、市町村・民間の協働による受入実証モデル事業を実施するものです。

4ページ目、「新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助」、予算額10億円です。この事業は既に県が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の維持回復を図るため、市町村が自らあるいは事業者等と連携して任意に実施する事業に対して支援することを目的に、10億円の予算規模で実施している補助事業がございします。この事業につきまして、市町村から各地域の経済立て直しに向け、拡充についての要望があったことなどを踏まえ、市町村による地域経済対策の取組を一層支援するため、今回10億円を増額するものでございます。当部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

環境生活部長、お願いいたします。

○佐々木環境生活部長

資料の5ページを御覧下さい。環境生活部関係は、「NPO法人リモート環境整備サポート事業」でございします。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地域で社会貢献活動を行っているNPO法人の中には、総会や理事会といった集会、あるいは対面による普及啓発活動、相談業務等が実施できないといった状況に陥っているところございします。当然IT等の活用を皆さん考慮されているのですが、ノウハウがない、知識がない、あるいは資金が不足しているという声がございましたので、今回の事業によりましてNPO法人に対してオンライン会議や非対面型のサービス導入等を目的としたリモート環境の整備にかかる支援を行います。具体的にはIT関係の専門家を派遣してアドバイスをいただく事業、そしてリモート環境整備にかかる機器の整備に関する補助ということで、補助率3分の2、補助

上限額10万円で支援したいと考えております。以上でございます。

○坂本危機管理局次長

健康福祉部長お願いいたします。

○奈須下健康福祉部次長

それでは資料の6ページを御覧下さい。健康福祉部の補正予算ですが、7月に策定いたしました医療確保計画を踏まえた検査体制の強化と医療提供体制の整備に資する経費となっております。まず、この7月に策定いたしました医療確保計画では、ピーク時のPCR検査の必要数を1日あたり375件、それからピーク時の1日あたりの必要病床数を225床と推計いたしまして、これらの体制の確保に向けて必要な予算措置を行うものでございます。主なものといたしまして、まず検査体制の充実に係るものといたしまして、この一番右端の9月補正の内容というところがございますが、「⑤医療機関における検査機器の整備の補助」で新たにPCR検査を実施する医療機関でありますとか、これまでの検査能力をさらに拡充する医療機関に対してその機器の整備に対する経費を補助するものでございます。それから一番下の入院医療体制の整備に関しましては、一番右下の⑥、⑦にありますように、新型もらいその患者をすぐ要請に応じて受け入れていただく医療機関に対する空床保障経費の拡充、それから⑦によりますように新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れていただく重点医療機関における設備整備に関する補助、主な内容はこのようなものになっております。

○坂本危機管理局次長

次に商工労働部長、お願いいたします。

○相馬商工労働部長

それでは、商工労働部から4本の事業について説明させていただきます。

まず資料の8ページ、「青森県特別保証融資制度実施費」についてです。これにつきましては、既存制度の拡充ということで、補正予算額169億5,127万9千円と、債務負担行為変更額として、12億30万円を計上しております。県経営安定化サポート資金の災害枠につきましては、5月1日から国の経済対策を活用しながら保証料をゼロ、借入後3年間の利子がゼロとなる新制度を運用して参りましたが、需要が続いております。8月末時点で約694億円ということで、現行の融資枠860億円に対しまして81%の利用率となっております。引き続き感染症の影響が続き、資金繰り需要が高まるという状況も予想されますので、今回860億円の融資枠を400億円増額いたしまして1,260億円ということで拡充したいと考えております。補正予算としてはこれに伴う貸付金として160億1,900万円から保証料補助の部分として9億3,227万9千円、債務負担の部分で12億30万円ということでございます。

続きまして9ページです。「あおり飲食店需要喚起推進事業」でございます。予算額3,500万円です。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消費者におきましてはステイホームの生活スタイルが定着しつつある中で、県内飲食業界の業況判断というか状況は急激に悪化しております。また、流行の第2波、第3波への警戒ですとか、経済の先行きの不透明感から県民の消費者マインドの回復には時間を要することが想定されるということで、県民が安心して飲食店を利用できる環境作りを進めるとともに、需要喚起を促進し、地域経済の活性化を図る必要があると考えてございます。そこで、「取組1」ということで、今後の年末年始の忘・新年会期間に向けて、感染防止対策を講じている県内飲食店を利用した方を対象として食事券が当たるキャンペーンを実施するということが、国や市町村等の取組との相乗効果を使いながら、飲食店の利用促進を図って参ります。また、「取組2」では、この事業につきましてマスメディアを効果的に活用しながら、キャンペーンを広く県民

に周知することにより、飲食店需要の気運醸成を図っていきたいと考えております。

続きまして10ページになります。「新しい生活様式対応中小企業等デジタル化推進事業」についてです。予算額1億3,057万円です。移動制限による取引停滞等がある中で、その事業継続に向けた取組として、テレワークですとかオンライン商談などITを活用するビジネスの気運が高まっているとともに、商工団体による事業者支援にあたっては、感染防止対策を講じた取組が求められている状況にあります。そこで、「取組1」として、中小企業が行うテレワーク等の新しい生活様式を実践する環境整備を支援するというので、この目的のために使用するパソコンの購入経費を補助いたします。「取組2」として、商工団体によるオンラインでの経営指導の環境整備を支援するとともに、感染症の影響を受けている事業者の経営改善を支援いたします。具体的には商工団体が行うオンラインでのセミナー等に必要としたIT関連機器の導入経費を補助するとともに、感染症により売上減少した事業者が経営改善に向けた専門家指導を受ける際の費用負担を軽減するというものでございます。

最後が11ページになります。「緊急対応型あおもり人財育成事業」についてです。予算額は1億18万円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の雇用情勢は悪化しております。特に製造業や宿泊業、飲食業等を中心に、求人の減少が続いており、これに伴いまして有効求人倍率も低下しております。こうした中で、失業者等に対しましては、早期再就職先の確保ですとか、職場定着に向けた支援が、また、企業に対しましては、求人に向けて人件費負担等の軽減を図る支援策が求められていると考えております。

そこで本事業では、失業者と企業に対する支援を一体的に実施して、県内の雇用情勢の改善に取り組むというものでございます。具体的には、県内に事業所を有する企業が、失業された方々等を正規雇用した上で行う人材育成につぎまして、県の委託事業として参加企業を公募して実施することとしております。企業には、新規雇用者に対して再就職後に新たに必要となる技術習得に向けた支援ですとか、早期離職防止・職場定着に向けた支援に取り組んでもらうということとしております。商工労働部からは以上でございます。

○坂本危機管理局次長

農林水産部長、お願いいたします。

○坂田農林水産部長

3本の事業について御説明いたします。12ページをお開き下さい。「県産野菜等供給力強靱化対策事業費補助」です。事業費は1億9,848万円です。現状と課題ですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によりまして、野菜等の輸入量が減少し、一方では国産ニーズが高まってきてございます。また、「食」の消費動向を見ますと、外出自粛などによりまして、外食から家庭食へのシフトが加速しており、これを受けて量販店等では消費者の多様なニーズに対応した品揃えを求めてきております。このため、県内外の量販店等に向けた県産野菜等の継続的・安定的な供給体制の早期構築が必要となっております。そこで、家庭食ニーズが高まっている状況に対応するため、県内の農業法人、農業協同組合などの農業者の組織する団体を対象に、県産野菜等の継続的・安定的供給に必要な洗浄、選果、加工、冷凍、包装等の設備の導入を支援するものでございます。その効果として、量販店等の多様なニーズに対応することによりまして、県内外において県産野菜等の販路開拓・拡大を図るものでございます。

次に13ページをお開き下さい。「和牛肥育経営緊急支援事業費補助」でございます。事業費は1,385万4千円です。現状と課題ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、特に外食産業向け和牛肉の需要が大幅に減少したことによりまして、枝肉卸売価格が下落し、経営の収益が悪化しているという状況にあります。国の経営安定対策であります、通称「牛マルキン」では、減収額の9割が補填される仕組みとなっておりますが、4月以

降、原資が不足したことによりまして、補填の割合が縮小しております。この経営の悪化を受けまして、経営規模の縮小につながるということが懸念されております。特に、比較的規模が小さい経営体におきましては、肥育素牛を県内の家畜市場から導入する割合が高く、こうした経営体に対する支援が必要となっております。このため、この事業では、牛マルキンに加入しております和牛肥育経営体が、県内の家畜市場から和牛肥育素牛を導入する場合、導入に要する経費の一部といたしまして、一頭当たり1万円、一戸当たり10頭を上限に支援するものです。このことによりまして、和牛肥育経営体の再生産が促進され、和牛生産の維持及び生産頭数の確保が期待されるというものでございます。

次に14ページをお願いいたします。「県産材PR・雇用維持緊急対策事業費」です。事業費は9,006万7千円です。リーマンショック時におきましても、本県において住宅着工戸数や建築用材の需要が2割以上減少した経緯がありまして、今回も同様の事態が懸念されるほか、製材所あるいは工務店では、従来型の対面営業やイベント等の実施が制限されているため、受注機会が減少している状況にあります。一方で、林業事業体では、木材需要の低下に伴うLVL工場等の原木受入制限を受けまして、丸太の生産を伴わない造林・保育作業により、現時点では雇用を維持しているという状況であります。このため、県産材需要喚起のために新しい生活様式に対応した営業スタイルの確立が求められているほか、冬期間に減少する作業に代わる新たな仕事を創出することが必要となっております。そこで1つ目ですが、「先導的県産材PRモデル構築事業」では、非接触型での県産材PRを実施するため、県産材及び県産材住宅のイメージアップ動画等を作成いたしまして、各種SNSでの情報発信や、オンライン展示会を開催します。また、工務店等の非接触型営業モデルを構築するため、各種IT機器やソフトウェアを活用した新たな営業活動を試行・検証して、マニュアルを作成して普及いたします。2つ目の「林業従事者雇用維持緊急対策事業」では、県産材需要の低下により、スギ等の素材生産が抑制されていることから、造林・保育作業が減少する冬期における林業事業体の雇用の維持を図るため、林業事業体に対し、冬期間の仕事として、マツクイムシ被害発生地域におきまして、マツ林の整備を委託するというものでございます。これらの取組を実施することで、県産材利用促進によります関連産業の活性化や、林業従事者の雇用維持を図るというものでございます。以上です。

○坂本危機管理局次長
危機管理部長、お願いします。

資料の15ページ、この「新型コロナウイルス感染症対策災害備蓄整備事業費」についてです。予算額が1億2,568万6千円となっております。事業の概要ですが、災害発生直後においては、避難所における感染症対策の物資・資機材を迅速に調達することが難しいことから、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資・資機材を緊急的に整備するものでございます。備蓄数量についての考え方ですが、発災後、物資の流通が確保されるまでの3日分の必要量を整備することとして、3分の1あるいは2分の1を県で整備するという考え方でございます。整備する物資・資機材は、マスク、アルコール手指消毒液、携帯・簡易トイレ、そしてンパーティションとなっております。以上です。

○坂本危機管理局次長
観光国際戦略部長、お願いいたします。

○秋田観光国際戦略部長
16ページから2つの事業を御説明いたします。
1つ目は「観光安全安心推進事業」です。この事業は、県内観光事業者を対象に、観光施設等の新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底することで、本県が安全安心な観光地であることの認知度を向上させ、誘客促進のため次の2つの取組を実施していくものです。1

つ目は県内観光事業者、宿泊事業者、観光遊覧船事業者が業種別ガイドラインの取組に基づき実施する感染防止対策等に係る経費について、補助率4分の3、上限200万、下限5万円で補助していくものです。2つ目の取組は、観光バス・レンタカーの感染防止対策を促進するため、両協会の指導のもと、車両への感染防止対策の実施とその取組を表示するステッカーの貼付等による取組を徹底し、お客様にそれを周知していくものです。以上の取組によりまして、本県を訪れる旅行者の移動、立寄、宿泊という一連の動線を、安全安心という形で切れ目なく繋いでいくものです。

次に、もう一つの事業が、17ページからの「国内旅行需要拡大対策事業」です。

現在、5万人泊の規模で県内キャンペーンを実施しておりまして、お手元の資料では8月31日現在となっておりますが、9月が、現在で4万5千人を上回る販売実績となっております、目標に近づいております。この県内の観光需要の喚起、この状況を国の「GoToトラベルキャンペーン」と連動しまして、全国的な旅行需要の喚起に繋げていくものです。その取組は5つあります。1つ目が現在展開しています「あおもり宿泊キャンペーン」の効果をさらに拡大するため、県内在住者のほか、県外在住者も対象に、一泊あたり5,500円相当の宿泊割引またはクーポン券の提供を行いまして、宿泊キャンペーンを20万人泊の規模で実施し、誘客促進を図るものでございます。2つ目の取組は、新型コロナウイルス感染症対策のため、コストが割高になっております観光バスの借り上げ料を支援することで、団体型旅行の造成、送客を支援するものです。3つ目の取組は、三密防止のため移動手段として有効なレンタカーや観光タクシープランを利用した商品造成を促進するため、レンタカー等を組み込んだ旅行商品の利用を支援していくものです。以上3つの取組、この事業の割引等は「GoToトラベルキャンペーン」の割引後の金額に適用されることとなります。

続きまして18ページを御覧ください。4つ目の取組は「GoToトラベルキャンペーン」の実施によりまして、その地域間競争に埋もれず、数多くの観光地の中から本県が選ばれるようにするため、メディア等における露出を増やし、全国的な認知・関心を高めるための大規模観光プロモーションを実施していくものです。5つ目の取組ですが、名古屋、大阪、神戸、福岡の4エリアで、旅行会社の商品造成担当者や販売担当者を対象に、セミナーを開催するなどいたしまして、旅行商品の造成販売を促進する取組を行っていくものです。この5つの取組によりまして、全国からの旅行需要を拡大していくものでございます。以上です。

○坂本危機管理局次長

最後に教育部長、お願いいたします。

○和嶋教育部長

県教育委員会では、新しい生活様式を取り入れた取組の推進として、県立学校における生徒1人1台の学習者用パソコン端末及び普通教室の冷房設備を整備することとしております。資料の19ページ、「県立学校情報教育推進事業」を御覧ください。これまで県立高等学校及び特別支援学校高等部におけるパソコン端末については、国のGIGAスクール構想踏まえた整備を計画的に進めてきたところです。一方、県内小中学校においては、児童生徒1人1台のパソコン端末整備が急速に進んでおり、さらには、この先、感染症や災害等により臨時休業が再び生じた場合に備えて、ICT基盤の構築が急務となっております。このため、県立高等学校及び特別支援学校高等部においても、令和4年度から始まる高等学校及び特別支援学校高等部新学習指導要領への対応に向け、生徒1人1台のパソコン端末を整備することといたしました。これによりまして、ICTの活用による教育の充実を推進し、確かな学力の向上や交流及び体験活動の充実による人材育成等を図ることとしたものです。

次に、資料20ページ、「県立学校冷房設備緊急整備事業」を御覧ください。県立学校における冷房設備については、これまで全県立学校の保健室及び特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部の普通教室等にも冷房設備を設置してありました。「新しい生活様式」において児童生徒及び教職員は、基本的に常時マスクを着用することが望ましいとされていることから、

マスク着用時の熱中症対策として県立中学校高等学校及び特別支援学校高等部の普通教室に冷房設備を設置することとしたものです。以上でございます。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明で何か御質問等あれば、よろしいですね。

それでは本部長からの指示事項と県民へのメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず指示事項でございます。

関係部長から説明がございましたとおり、イベントの開催制限については9月19日から、一定の条件の下、収容率要件や人数制限を緩和することといたしました。

各部にあっては、イベントの規模拡大等に伴う新型コロナウイルス感染症患者の発生・拡大を防止するため、主催者等からの相談・協議に対しては丁寧に対応をするとともに、必要な助言・指導等を実施してください。

また、多くの方が利用する県立施設や、県主催のイベント・行事等における感染防止対策につきましても万全を期すよう、引き続きよろしく申し上げます。

なお、県の業務を進める上での感染拡大防止対策につきましては、一部を見直した上で、従前の取組を継続することといたします。

次に、補正予算について、来る9月18日に開会されます県議会第303回定例会に令和2年度9月補正予算案として、402億円余の新型コロナウイルス感染症対策関連経費を提案いたします。

概要等につきましては、ただいまの関係部長からの説明のとおりですが、県議会におきましては、事業目的、効果等について議員をはじめ県民の皆様方にしっかりとお伝えできるよう丁寧に説明を尽くし、御理解をいただくようお願いいたします。

これまで新型コロナウイルス感染症対策について累次の補正予算等により対応を図ってきたところでありますが、今回の補正予算におきましても、感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復に向けて現在進行形で取り組むべき対策と、「新しい生活様式」の推進など先々を見据えた取組を盛り込んでおり、各部においても切れ目ない取組を実施できるよう、国・市町村及び関係機関と十分に連携しながら取り組んで下さい。

そして、今後、秋の行楽シーズンを迎えることとなります。県内外からのお客様の往來の増加が見込まれますことから、引き続き、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう指示をいたします。

県民の皆様方にお話をさせていただきます。

来る9月18日に開会されます県議会第303回定例会に令和2年度9月補正予算案として、402億円余の新型コロナウイルス感染症対策関連経費を提案いたします。

今回の補正予算は、県民の皆様方の安全・安心の確保を図るため、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と医療提供体制の整備に万全を期すとともに、「青森県新型コロナウイルス感染症経済対策方針」に基づく社会経済活動の早期の正常化と成長基調への転換に向けた取組を展開するほか、暮らしの支援や「新しい生活様式」の推進等を図るのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることといたしました。

具体的には、検査件数の増加につながる医療機関における検査機器の整備や入院病床の更なる確保のため、医療機関を支援します。また、特別保証融資制度の融資枠の大幅拡大や、離職者等の再就職支援を行いますとともに、20万人泊を対象とする宿泊割引キャンペーンを実施するほか、都市部からの移住促進についても強化をいたします。さらに、生活福祉資金の積み増しなど生活に困っている方々への支援を充実させるほか、県立学校におきましては、冷房設備を整備するなど「新しい生活様式」への対応を行います。

こうした取組を通じて、感染拡大防止と社会経済活動の維持・回復を図りますとともに「コロナの先」も見据えた環境の構築にも取り組んでまいります。

次にイベント開催制限についてでございますが、政府では、現状の感染状況等に鑑み、9月19日から当面11月末までの取扱いとして、収容率要件及び人数上限を緩和することとしました。

このことに伴い、本県におけるイベント開催制限につきましても、政府の方針に沿って現在の制限を見直すことといたします。

これによりまして、所定の感染防止対策の実施を前提に、これまでの制限を超える人数上限とすることも可能となります。

一例として、大声での歓声・声援等が想定されない各種講演会でありますとか、吹奏楽でありますとか、クラシックコンサートなどにつきましては、必要な感染防止対策をとった上であれば、収容定員5,000人以下の施設の場合、定員の100パーセントでの実施が可能となります。詳しくは、県の関連のホームページを御覧いただきたいと思っております。

イベントの主催者、施設管理者におかれましては、イベントの種類・様態に応じて想定される感染リスクを踏まえ、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守するとともに、「感染防止策」「感染者の来場を防ぐ対策」「感染発生時に感染可能性がある方を把握する仕組みの構築」等、事前に十分な検討及び準備を行った上で必要な対策を徹底していただくようお願いいたします。

なお、12月以降の取扱いにつきましては、政府の方針等も踏まえ改めて検討することといたします。

そして、9月19日からの4連休を滑り出しに、いよいよ秋の行楽シーズンが始まります。

秋祭りやイベントなど様々な催物の開催等に伴いまして、県内外からの往来も増加することが見込まれるところですが、一方で、この時期、イベントや人の往来に由来する感染の発生・拡大を可能な限り抑止することが、今後の社会経済活動の活性化を図る上でも重要であると考えております。

県民の皆様方におかれましては、御自身の日々の体調について御確認いただきますとともに、「三密」の回避、手洗、手指消毒、咳エチケットの徹底、マスクの着用等をはじめとして、ソーシャルディスタンスなど、基本的な感染予防対策の徹底等について、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして本日の本部会議を終了いたします。ありがとうございました。